



平成 23 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渋 谷 猛
コ ー ド 番 号 4 3 5 2 札幌証券取引所
問 合 せ 先 経営管理本部長 松 本 敬一
(TEL 03-5302-1901)

(追加) 社外調査委員会の調査書受領に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 12 日付「社外調査委員会の調査書受領に関するお知らせ」について発表いたしましたが、その内容について、下記の通り追加開示させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 背景

当社は当時当社子会社であった株式会社アルファ・テクノロジー（以下「対象子会社」という）が平成 21 年 10 月より平成 22 年 8 月まで行っていたモバイルカイト事業（以下「対象事業」という）について、社外調査委員会（以下「外調」という）を設置し、その取引実態を解明し、取引発生原因の調査、対象事業の法的観点からの違法性の有無の調査・検討を行うと共に、会計処理案の提示、今後における再発防止策に関する提言を求めておりました。しかしながら、対象事業に直接関与した当社元取締役及び対象子会社元取締役等の実質取引関係者の協力がほとんど得られない状況が続き、外調による対象事業の全容解明には至らない事実が存在しておりました。その後、当社は関係者からヒアリングを行い、その結果判明した関係者が協力しなかった理由についてお知らせします。

2. 関係者が協力しなかった理由

平成 22 年 8 月頃、当社元取締役で対象子会社担当であった A 氏は、対象事業の役職員に対して、不正取引の有無や循環取引の可能性について聞き取り調査等をしており、その結果、そのような事実は全くないとの認識・結論を持ちあわせておりました。

A 氏は平成 22 年 8 月 5 日付「一時会計監査人の決定に関するお知らせ」にて発表しているとおり、当社前会計監査人より引継ぎを行なった一時会計監査人に対しても、対象子会社の決算期末の監査に向けて全面協力を行なっておりました。その状況下、対象事業の実態を適切に把握すべきとの意見が平成 22 年 9 月の取締役会で議案に上がり、A 氏も外調の設置に賛成し、実態の全容解明に向けて調査に全面協力するとの姿勢を示していました。

ところが当該取締役会終了後すぐに、外調による調査開始となり、それがあまりにも突然であったため、A 氏は時間の再調整を依頼しましたが聞き入れてもらえない中で調査開始となりました。その矢先に調査が A 氏の PC や携帯電話の履歴・メールのチェック等から始まつたことに A 氏は調査内容に不信感を抱き、A 氏は調査目的が対象事業の実態把握というよりも、はじめから A 氏に対する不正探しではないかとの疑惑を抱きました。A 氏はそれならば一切調査に応じる必要がないと判断し、当時の対象子会社元代表取締役 B 氏及び対象子会社取締役 C 氏に対して、外調の調査に一切協力する必要なしとの業務命令を下すに至りました。

一方で、対象子会社元取締役 D 氏（平成 22 年 6 月辞任）は、当社及び対象子会社が自身の未払い報酬を支払わず、外調への支払いを優先する姿勢に不満を抱き外調に協力しない姿勢をとりました。

3. その者に対する当社の対応

当社及び対象子会社と委任関係にある取締役は個別に善管注意義務を負っており、いかなる理由があるにせよ、外調の調査に協力しなかった行為は、自らの取締役の責務放棄であり、極めて遺憾であります。

平成 22 年 10 月 12 日付「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」にて発表しているとおり、当社は対象子会社を全株売却しておりますので、対象子会社取締役に対して特段の対応をしておりませんが、A

氏については当社取締役の責務放棄に該当すると判断し、平成 22 年 9 月 28 日付で A 氏に対して当社取締役の辞任を勧告し、同日、辞任を受理しております。

以上